

富谷市病院立地推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市はじめ富谷・黒川地域の救急・急性期を担う総合病院の事業者候補者として決定した学校法人東北医科薬科大学（以下「事業者候補者」という。）に対する支援のほか、新病院の立地に向けて必要な事項を全庁体制で検討、調整等することにより、円滑な病院立地を図るため、富谷市病院立地推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、保健福祉部次長、経済産業部長、建設部長及び教育部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第3条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会議の議長となる。

3 会議は、推進本部が所掌する事務に係る事項を決定する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(所掌事務)

第5条 推進本部は、次の事項について所掌する。

(1) 事業者候補者との覚書及び基本協定の締結に関すること。

(2) 事業者候補者への支援策に関すること。

(3) 新病院周辺の交通アクセス及びインフラ整備に関すること。

(4) 医療連携支援等プラットフォームの構築に関すること。

(5) その他新病院の立地に必要な事項に関すること。

(病院立地プロジェクトチーム)

第6条 前条に掲げる所掌事務を円滑に推進するため、推進本部に病院立地プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

- 2 プロジェクトチームは、チーム長、副チーム長及びチーム員をもって組織する。
- 3 チーム長は、副市長をもって充て、副チーム長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 チーム員は、企画部長、総務部長、保健福祉部次長及び建設部長をもって充てる。
- 5 チーム長は、必要があると認めるときは、チーム員以外の者にプロジェクトチームの会議への参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部及びプロジェクトチームの事務は、保健福祉部病院立地推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。